

過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法（概要）

屋久島町政策推進課



過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（概要）

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」（旧過疎法）が令和3年3月末で期限を迎えたことから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定。

1. 前文・目的（1条）

- ・ 過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件（2条、3条、41条～43条）

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・ 長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和35年→昭和50年）
- ・ 財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和（28%→23%）
- ・ 平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定（財政力指数は市町村平均（0.51）以下ではなく市平均（0.64）以下）
- ・ 旧過疎法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年（昭和35年）の併用、「みなし過疎」の継続措置

<過疎地域の公示>

旧過疎法（令和3年3月31日）	817団体
うち、卒業団体	－）45団体
新規団体	＋）48団体
当初公示団体（令和3年4月1日）	820団体

3. 過疎対策の目標（4条）

- ・ 目標の項目の追加（人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等）

4. その他（8条、45条）

- ・ 市町村・都道府県計画記載事項の追加（目標、計画の達成状況の評価等）
- ・ 主務大臣の追加（文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣）

5. 施行期日（附則1条）

令和3年4月1日※令和13年3月31日まで10年間の時限

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（概要）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 （新過疎法）

【前文】

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

ここに、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（概要）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 （新過疎法）

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

過疎地域自立促進特別措置法 （旧過疎法）

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

新過疎法は、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化していることを受け、過疎問題は、過疎地だけの問題ではなく、過密地の問題でもあるという考えのもと、過疎地における地域社会の活力低下要因を幅広く捉えたうえで、その発展方向を展望している。

新過疎法は、「財政運営支援法」ではなく、その名のとおり、「持続的発展支援法」である。過疎地域の市町村は、非過疎地域となることを目指し、新過疎法に基づく特別措置を活用して地域活性化等の取組を積極的に推進していく。

この観点から、過疎対策の実効性を高めるため、新過疎法においては、市町村計画の記載事項として「目標」及び「達成状況の評価」が追加されている。記載する内容は市町村に委ねられてる。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（概要）

種類	指標	基本的な要件 (第2条)		基準年の見直しに伴う 激減緩和措置(第41条) ※2	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50 → H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少※1)	S35 → H27 (55年間)	人口減少団体平均 (40%以上減少※1)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上(35%以上)	H27	同上(35%以上)
	若年者比率	H27	同上(11%以下)	H27	同上(11%以下)
	人口減少率 (長期)	S50 → H27 (40年間)	23%以上減少	S35 → H27 (55年間)	30%以上減少
人口要件(中期)	人口減少率 (中期)	H2 → H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)		
財政力指数 ・公営競技収益40億円超除く	財力指数	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)

財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。

財政力指数が、1.0を上回れば地方交付税交付金が支給されない不交付団体となり、下回れば地方交付税交付金が支給される。

全都道府県の平均財政力指数は、0.51602。

※1 財政力指数が、全町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)

※2 基準年の見直しに伴う激減緩和措置は、旧過疎法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激減緩和措置は設けない。

項目	人口等	減少率/比率	屋久島町	財政力指数
昭和35年人口(上屋久) / [昭和50年(上屋久)]	13,369 / [8,668]	△46.22%	平成29年度	0.25
昭和35年人口(屋久) / [昭和50年(屋久)]	10,641 / [7,442]		平成30年度	0.25
平成27年人口(屋久島町)	12,913	[△19.84%]	令和元年度	0.24
平成27年高齢者率(屋久島町)	4,049	31.36%		
平成27年若年者比率(屋久島町)	1,022	7.91%		

屋久島町過疎地域持続的発展計画策定までのフロー図

